



働き方改革関連法に対応するための
 就業規則見直しのポイント

日時

令和 2年7月31日(金) 10:00~17:00

NHK名古屋放送センタービル内教室

講師

山内社会保険労務士事務所 代表 特定社会保険労務士

山内 里佳 🖽

対 象

●人事・労務部門の方

本セミナー` のポイント

- ・働き方改革を実現するための、就業規則の見直しのポイントをお伝えします。
- ・働き方改革関連法の説明と進めるべき対策について、分かりやすく解説します。

講義項目

1. 働き方改革関連法の成り立ち

- (1) 働き方改革関連法における大企業の定義
- (2) 働き方改革関連法の「適用時期」

2. 働き方改革関連法の 8つの項目概要

- (1)時間外労働の「罰則付き上限規制」
- (2) 年5日間の年次有給休暇取得の義務化
- (3) 勤務間インターバルの努力義務
- (4) 割増賃金の中小企業猶予措置廃止
- (5) 産業医の機能強化(労働時間把握義務)
- (6) 「同一労働同一賃金」の適用
- (7) 「高度プロフェッショナル制度」の創設
- (8) フレックスタイム制の拡充

3. 改正に対応した 就業規則作成のポイント

- (1)絶対的必要記載事項と相対的必要記載事項
- (2) 年次有給休暇5日取得に関する規定例
- (3) 勤務間インターバルに関する規定例
- (4) 高度プロフェッショナル制度導入規定例
- (5) フレックスタイム制の規定例

4. 非正規社員就業規則の 見直しの必要性

- (1) ハマキョウレックス事件(最高裁判決 H 30.6.1) 長澤運輸事件(最高裁判決 H 30.6.1)
- (2) 労働契約法 20条 最新判例
- (3) パートタイム・有期雇用労働法(第8条、第9条)
- (4) 同一労働同一賃金ガイドライン
- (5) 職務評価制度の導入について

5. 育児・介護休業規程の H29 年改正内容確認

- (1) 平成29年度1月改正と10月改正の概要
- (2) 育児・介護と仕事の両立

6. 定年後の継続雇用規定

- (1) 65歳までの雇用義務(高年齢者雇用安定法)
- (2) 労働契約法第18条 (無期転換)
- (3)無期雇用特別措置法(第二種)
- (4) 高齢者の就業促進

7. 柔軟な働き方の実現のための 就業規則のポイント

- (1) 勤務間インターバル
- (2) 限定正社員
- (3) テレワーク
- (4) 副業・兼業
- (5) 病気と仕事の両立
- (6) 女性の活躍推進

《講師派遣による「社内研修」も承っております。お気軽にお問い合せ下さい。》

主催: 🕜 一般社団法人 日本経営協会

ご参加のおすすめ

2019年4月1日から順次施行されている働き方改革関連法によって、新しい働き方に対応するべく、就業規則の点検及び見直しに迫られている企業も多いかと思われます。

本セミナーでは、法を理解するだけでなく、経験豊富な特定社会保険労務士から働き方改革関連法の内容を説明するとともに、働き方改革を実現するための就業規則の見直すべきポイントをお伝えします。

この機会に関係各位の積極的なご参加をおすすめいたします。

講師紹介

山内社会保険労務士事務所 代表 特定社会保険労務士

山内 里佳 氏

2009年、山内社会保険労務士事務所開設。愛知労働局労働基準部に 4年間勤務し、労働時間設定改善、ワーク・ライフ・バランス周知業務 に従事。

現在は顧問先の労務相談、人事労務管理、労働関係法令・社会保険の 各種手続き等を行う傍ら、労働関係法令、職務評価制度、パワハラ・セ クハラ、女性の活躍促進、育児・介護・病気の治療と仕事の両立支援 等、幅広い分野で各種セミナーに登壇、全国で活躍中。

日 時: 令和2年7月31日(金)10:00~17:00

計6時間(1日間)

会 場: NHK 名古屋放送センタービル内教室

名古屋市東区東桜 1-13-3NHK 名古屋放送センタービル ※右図参照

参加料: (1名につき)

	参	加	料	消	費	税	等	合	計
本会会員	30,000∄			3,000∄				;	33,000 ⊞
一般	3	5,00	0∄		3,	500) ⊞	,	38,500∄

★複数名申込割引について

同一企業(団体)から同じ講座(コース)に2名様以上でご参加の場合は、1名様につき、2,200円(税込)割引いたします。下記申込欄にご記入ください。

※参加料には、テキスト・資料代が含まれています





【JR·名鉄·近鉄の名古屋駅より】 地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分 地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】 名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分 ※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法: 下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX 等で下記へお申込み下さい。 折り返し、参加券と振込口座を記載した請求書をご派遣責任者までお送り致します。

- 参加料(負担金)は、銀行振込にて開催3営業日前までにお納めください。(経理処理の都合で遅れる場合は、事前にご連絡下さい。)
- 開催 3 日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがお電話にてご確認ください。
- 参加のお取り消しにつきましては、必ずご連絡ください。参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 同業者のお申込みは、お断りする場合がございます。

キャンセルについて 開催日の3営業日前からは受講料の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

その他 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お問合せ お申込み^先:

: 一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ (担当/平塚・中村) 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F TEL (052) 957-4172 (ダイヤルイン) FAX (052) 952-7418

日本経営協会・中部ホームページ http://noma-chubu.jp/

**お電話の問い合せ(駐車場含む)は、平日の9:15~17:15にお願いします。

日本経営協会·中部本部 行 FAX (052)952-7418

こちらの面をそのまま FAX して下さい。

R2/7.31

60015036 「働き方改革関連法に対応するための就業規則見直しのポイント」参加申込書

圭			
=	年	月	Н

★複数名申込割引	に該当する場合はチェックして下さい			本経営協	3会会員	□一般	(該当するものにレ印をつけて下さい)
(フリガナ) 団 体 名			TEL ()	<u>-</u>		ご派遣責任者 所属 役職名
(フリガナ) 所 在 地	 						ご氏名 (印)
No.	参加者(フリガナ)	所属·役職名 担			験年数		
					年	ヵ月	※メールアドレス
					年	カ月	〈通信欄〉
					年	ヵ月	